

社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会  
ふれあい・いきいきサロン助成要綱

(趣 旨)

第1条 少子高齢化・核家族化の進むなかで、高齢者また障害者等がふれあいを通じて生きがいを持ち、仲間づくりの輪を広げるとともに心身機能の維持向上、介護予防を目的に小地域で実施する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(運営主体)

第3条 運営主体は、本会、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）等が運営主体となり、地域住民など、この事業に理解と熱意のある者の参加協力により運営する。

(登 録)

第4条 ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）を設置しようとするグループは、ふれあい・いきいきサロン登録カード（様式第1号）に必要事項を記入の上、ふれあい・いきいきサロン登録者名簿（様式第2号—1）、ふれあい・いきいきサロンボランティア名簿（様式第2号—2）を添えて運営主体に届け出を行い、本会に登録する。

2 前項に規定するふれあい・いきいきサロン登録者名簿は、毎年度4月30日までに本会に提出するものとする。

(参加対象者)

第5条 サロンの参加者は、地域に居住する高齢者とし、地域の実情に合わせて選定する。

(事業内容)

第6条 参加者が気軽に集まり、協力しあい参加者の意見、要望に添って以下のような内容を実施する。

- (1) おしゃべり、歌、会食
- (2) レクリエーション（手芸、講話、ビデオ鑑賞、ゲーム等）
- (3) 健康管理（血圧チェック、健康体操、健康講話等）
- (4) 季節の行事（節句、ハイキング等）
- (5) 世代間交流等（保育園児、幼稚園児、子ども会等との交流）
- (6) その他（参加者や協力者の希望による企画）

(利用者)

第7条 サロンの参加者は、ボランティアと共に活動をすることとし、1回当たり100円を参加費として負担する。

(活動助成)

第8条 事業実施に係る助成は、ふれあい・いきいきサロン助成基準（別紙1）に基づき助成する。

(事業報告及び請求)

第9条 運営主体は、ふれあい・いきいきサロン事業報告書兼請求書(様式第3号)(以下「報告書兼請求書」という。)に参加者名簿(様式は、任意)を添えて、本会に提出するものとする。

(事業費の支払等)

第10条 本会は運営主体から報告書兼請求書を受理した場合には、速やかに事業費を支払うものとする。ただし、報告書兼請求書(様式第3号)が事実と異なった場合は返還を命ずることができる。

(活動上の事故)

第11条 活動中の事故に対しては、本会は責任を負わない。

(守秘義務)

第12条 サロンで知り得た情報は外に漏らしてはならない。

(保 険)

第13条 サロンの参加者は「ふれあい・いきいきサロン活動保険」に任意で加入することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## ふれあい・いきいきサロン登録カード

社会福祉法人  
観音寺市社会福祉協議会  
会長 佐伯 明浩 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり、ふれあい・いきいきサロンを（新設・継続）しますので、関係書類を添えて届け出します。

ふれあい・いきいきサロン名	
代表者氏名	
代表者住所	〒
代表者電話番号	
主にサロンを開催する場所	
結成日	年 月 日
代表者変更日	年 月 日
サロンの回数	
サロンの内容	
サロン登録者名簿を添付	（様式第2号-1）
ボランティア名簿を添付	（様式第2号-2）
サロン保険加入	有 ・ 無

※登録者名簿は、ふれあい・いきいきサロン傷害保険に加入するときに必要で、他に漏れることはありません。





ふれあい・いきいきサロン事業報告書兼請求書

社会福祉法人  
観音寺市社会福祉協議会  
会長 佐伯 明浩 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

¥					
---	--	--	--	--	--

ただし、介護予防事業材料代 （ \_\_\_\_\_ 月分）

開催日 \_\_\_\_\_

開催地 \_\_\_\_\_

ボランティア数 \_\_\_\_\_

参加者数（対象者） \_\_\_\_\_

活動内容（簡単にご記入ください。）

--

※参加者の氏名がわかるものを添付してください。（様式は任意です。）

別紙1（第8条関係）

- ふれあい・いきいきサロン助成基準

1名	1回	当たり	200円
----	----	-----	------